

# シルバー110番・Q&A

高齢者のさまざまな悩みごとや心配ごとについて、専門家がお答えします。



## 法律

改正された  
相続に関する法律

**Q** 今年、相続に関する法律が改正されたと聞きました。がどのような内容ですか。

**A** 今年（平成30年）7月の通常国会で、民法のうち相続法に関する分野の約40年ぶりとなる大きな改正がありました。

どのような改正がなされたのか、紙幅の関係でごく簡単ではありますが、主要な点を解説します。

**1 配偶者の居住権を保護する制度**

これまで、被相続人が死亡した場合、配偶者が長

年住み慣れた自宅から退去しなければならぬこともあり、その不都合をなくすため、被相続人死亡後も、配偶者がこれまで無償で住んでいた自宅に、少なくとも6ヶ月は引き続き居住できるように制度となりました。

また、遺言や遺産分割協議により、配偶者に一定期間または生涯居住する権利（配偶者居住権）を設定することにより、自宅の所有権がなくても引き続き住み続けることも可能となりました。

**2 長期間婚姻している夫婦の生前贈与の特則**  
夫婦の一方が、他方に対して自宅を生前贈与している場合は、本来であれば相

続が発生した際に既に自宅の贈与を受けていることを自分の相続分に算入されてしまいます。しかし20年以上婚姻している夫婦については、自宅を生前贈与していても、相続において自分の相続分に算入されないことになりました。

**3 仮払い制度**  
被相続人の預貯金は、死亡後は原則として引き出しができなくなってしまう。そのため、生活費や葬儀費用の支払い、借金の弁済などができずに困ることもあります。そこで、例えば自分の法定相続分の一定割合については遺産分割協議前でも払戻しが受けられるようにするなどの改正がなされました。

**4 自筆証書遺言の要件緩和**

自筆証書遺言は、遺言書の全ての文章を自筆で書くことが必要でした。そのため手が不自由な人など遺言書を作成することが困難な場合があります。そこで、遺言書の内容のうち遺産目録部分については、遺言者の自筆でなくても良いこととなりました。

**5 相続人以外の者の貢献を考慮する方策**

現行制度では、相続人以外の親族が、被相続人の療養看護に尽くしたとしても遺産を相続することはできません。例えば、義理の親を献身的に介護した人などです。

それでは不公平なので、一定の要件のもとに、被相続人の療養看護に尽くした人は、相続人に対して金銭請求ができるようになります。

**Q** ところで、改正法はいつから施行されるのでしょうか。

**A** 施行は3段階となっており、基本的には公布日から1年以内（平成